

処 分 基 準

令和3年4月1日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第25条第1項
処 分 の 概 要：質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原権者（委任先）：埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め：質屋営業法第3条（許可の基準）
処 分 基 準 別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：埼玉県警察本部生活安全部保安課
備 考：

別紙

質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、質屋（質屋が未成年者又は成年被後見人である場合は、その法定代理人を含む。以下同じ。）又はその代理人等（質屋の代理人又は使用人その他従業者をいう。以下同じ。）が法令違反行為を行った場合に、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が営業停止命令又は許可の取消しを行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 営業停止命令 質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下「法」という。）第25条の規定に基づき、質屋に対し、その質屋営業の停止を命ずることをいう。
- (2) 許可の取消し 法第25条の規定に基づき、質屋に対し、その質屋営業の許可を取り消すことをいう。
- (3) 法令違反行為 質屋営業に関し、法、法に基づく命令又は他の法令の規定に違反する行為をいう。
- (4) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為をいう。
- (5) 営業停止期間 営業停止命令において質屋が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。

(法令違反行為の分類)

第3条 法令違反行為は、別表第1及び第2に定めるとおり、A、B、C、D、E、F、G及びHに分類するものとする。

第2章 営業停止命令

(営業停止命令を行うべき場合)

第4条 次の各号のいずれかに該当し、盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物をいう。以下同じ。）の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合は、営業停止命令を行うものとする。

- (1) 質屋がB、C又はDに分類されるものを行ったとき。
- (2) 質屋がE、F、G又はHに分類されるものを行ったことにより罰金刑に処せられたとき。
- (3) 質屋がその代理人等に対し、指導及び監督その他その代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかつたことにより、その代理人等がB、C又はDに分類されるものを行ったとき。

(営業停止命令の個数)

第5条 1個の法令違反行為については、1個の営業停止命令を行うものとする。

(営業停止命令に係る期間)

第6条 営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、別表第1及び第2に定める法令違反行為の分類に応じ、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) E 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。
- (2) B及びF 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月とする。
- (3) C及びG 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月とする。
- (4) D及びH 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月とする。

(営業停止命令の併合)

第7条 法令違反行為が2個以上行われた場合に営業停止命令を行うときは、第5条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次の各号に定めるとお

りとする。ただし、1月は30日として算出し、1日に満たない端数が出る場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 基準期間 当該法令違反行為について、前条に規定する基準期間のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為について前条に規定する基準期間を合計した期間（例：当該法令違反行為がそれぞれC、Eに分類される2個であるときは、5月）を超えることはできない。
- (2) 短期 当該法令違反行為について、前条に規定する短期のうち最も長いものとする。
- (3) 長期 当該法令違反行為について、前条に規定する長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為について前条に規定する長期を合計した期間（例：当該法令違反行為がそれぞれC、Eに分類される2個であるときは、8月）を超えることはできない。

（観念的競合等）

第8条 1個の行為が2個以上の法令違反行為に該当する場合又は法令違反行為に該当する行為の手段若しくは結果である行為が他の法令違反行為にも該当する場合は、第5条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項に該当する場合は、各法令違反行為について第6条に規定する基準期間、短期及び長期のうち、最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

（常習違反加重）

第9条 質屋が営業停止命令を受けた日から3年以内に、当該質屋に再び営業停止命令を行うときは、第5条の規定にかかわらず、当該法令違反行為について同条に規定する基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。

(営業停止期間の決定)

第10条 営業停止期間は、第6条から前条までに規定する基準期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条から前条までの規定に基づく短期を下限とし、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

(1) 営業停止命令対象行為による盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が低いと認められるとき。

(2) 質屋又はその代理人等が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったとき。

(3) 代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その質屋の過失が極めて軽微であると認められるとき。

(4) 質屋が、営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違法状態を解消するための措置を自主的にとっており、かつ、改悛の情が著しいとき。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条から前条までの規定に基づく長期を上限とし、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

(1) 営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であるとき。

(2) 法令に違反した程度が著しく大きいとき。

(3) 営業停止命令対象行為による盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が著しく高いと認められるとき。

(4) 当該営業停止命令対象行為が行われた日前3年以内に、同種又は類似の法令違反行為を理由として、当該質屋が営業停止命令を受けたとき。

(5) 代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについ

て、その質屋の過失が極めて重大であると認められるとき。

- (6) 質屋又はその代理人等が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いとき。

第3章 許可の取り消し

(許可の取消しを行うべき場合)

第11条 次の各号のいずれかに該当し、質屋に帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復しようとしているときなどを除き、許可の取消しを行うものとする。

- (1) 質屋が他の法令に違反して、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 質屋（質屋が未成年者である場合の法定代理人を除く。）が法第3条第1項第3号、第4号、第6号又は第9号に該当したとき。
- (3) 質屋が法人である場合に、その業務を行う役員が、法第3条第1項第1号、第3号から第7号までに該当するとき、又は許可の取消しをしようとする日前3年以内に、法第5条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者があるに至ったとき。
- (4) 質屋の法定代理人が、法第3条第1項第1号、第3号、第4号若しくは第7号に該当し、又はそのいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可の取消しを行うものとする。

- (1) 質屋がAに分類されるものを行ったとき。
- (2) 質屋がその代理人等に対し、指導及び監督その他その代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その代理人等がAに分類されるものを行ったとき。
- (3) 営業停止命令期間が1年であって、前条第3項各号のいずれかに該当するとき。

- (4) 許可の取消しを行おうとする日前1年以内に、質屋が60日以上の営業停止命令を受けていた場合であって、当該営業停止命令対象行為に係る法令の規定と同一の法令の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、法令違反行為を行った質屋又はその代理人等が法令違反行為を繰り返すおそれが極めて強く、質屋が引き続き質屋営業を行った場合に盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(情状による軽減)

第12条 前条第2項各号のいずれかに該当する場合であっても、情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、同行の規定にかかわらず、許可の取消しに代えて営業停止命令を行うことができるものとする。

(営業停止命令及び許可の取消しの関係)

第13条 許可の取消しを行うときは、営業停止命令は行わないものとする。

(二以上の営業所を有する質屋に対する許可の取消し等)

第14条 二以上の営業所を有する質屋が、一の営業所について許可を取り消された場合は、許可を取り消された原因である法令違反行為をその代理人等が行い、かつ、当該法令違反行為が当該一の営業所の営業に関するものに限られるときを除き、他の営業所についても許可の取消しを行うものとする。

2 二以上の営業所を有する質屋が、一の営業所について営業停止を命じられた場合は、当該営業停止命令対象行為をその代理人等が行い、かつ、当該営業停止命令対象行為が当該一の営業所の営業に関するものに限られるときを除き、他の営業所についても営業停止命令を行うものとする。

別表第1（第3条関係）

法令違反行為	関係条項	分類
(1) 無許可営業	法第5条←法第30条	A
(2) 名義貸し	法第6条←法第30条	A
(3) 営業制限違反	法第11条←法第31条	B
(4) 無許可営業所移転等	法第4条第1項←法第32条	C
(5) 確認義務違反	法第12条前段←法第32条	C
(6) 帳簿等記載等義務違反	法第13条←法第32条	C
(7) 帳簿保存義務違反	法第14条第1項←法第32条	C
(8) 品触書保存等義務違反	法第20条第2項←法第32条	C
(9) 品触れ相当品届出義務違反	法第20条第3項←法第32条、 法第34条	B
(10) 変更等届出義務違反	法第4条第2項←法第33条 第1号	C
(11) 許可証亡失等届出義務違反	法第8条第3項←法第33条 第1号	C
(12) 許可証返納義務違反	法第9条←法第33条第1号	C
(13) 標識掲示等義務違反	法第10条←法第33条第1号	C
(14) 帳簿毀損等届出義務違反	法第14条第2項←法第33条 第1号	C
(15) 質契約内容掲示義務違反	法第16条第1項←法第33条 第1号	C
(16) 三月末満の流質期限の定め	法第16条第2項←法第33条 第1号	C
(17) 掲示内容違反契約	法第16条第3項←法第33条 第1号	C
(18) 立入検査等の拒否等	法第24条第1項←法第33条 第2号	B
(19) 質物の保管設備の基準違反	法第7条第3項	D
(20) 許可証再交付申請違反(許可証滅失時 に係る部分に限る。)	法第8条第4項	D
(21) 不正品申告義務違反	法第12条後段	C
(22) 質受証交付義務違反	法第15条第1項	D
(23) 受取権者確認義務違反	法第17条第2項	D
(24) 質物が滅失した場合等の通知義務違 反	法第19条第1項	D
(25) 損害賠償請求権放棄契約	法第19条第3項	D

別表第2（第3条関係）

法令違反行為	分類
(1) 刑法第95条、第152条、第235条、第243条（第235条に係る部分に限る。）、第247条、第250条（第247条に係る部分に限る。）、第256条第2項又は第261条に規定する罪に当たる行為	E
(2) 刑法第175条第1項（物の頒布に係る部分に限る。）、第2項（所持に係る部分に限る。）、第254条又は第263条に規定する罪に当たる行為	F
(3) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条（第3項に係る部分を除く。）又は第11条に規定する罪に当たる行為	E
(4) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第3項に規定する罪に当たる行為	F
(5) 臓虎臓肭獸獵獲取締法第5条（第1条第1項の販売又は第2項の所持に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(6) 印紙等模造取締法第2条（第1条第1項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(7) 産業標準化法第78条第3号に規定する罪に当たる行為	F
(8) 外国為替及び外国貿易法第69条の6（第2項第1号に係る部分を除く。）、第69条の7第1項第3号から第5号まで又は第70条第1項第6号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(9) 外国為替及び外国貿易法第71条第1号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(10) 文化財保護法第193条又は第194条に規定する罪に当たる行為	E
(11) 関税法第108条の4第2項、第3項、第5項、第109条又は第112条に規定する罪に当たる行為	E
(12) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の2第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）、第31条の3第3項第1号、第2号、第4項（第3項第1号又は第2号に係る部分に限る。）、第31条の4第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）、第31条の7第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）、第31条の8、第31条の9第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）、第31条の11第1項第1号、第2号、第2項、第31条の12（第31条の2第2項に係る部分に限る。）、第31条の13（第31条の2第2項に係る部分に限る。）、第31条の15、第31条の16第1項第1号、第2、第3号、第2項又は第31条の17第1項（第31条の2第2項に係る部分に限る。）に規定	E

する罪に当たる行為	
(13) 銃砲刀剣類所持等取締法第 31 条の 17（第 1 項に係る部分を除く。）、第 31 条の 18、第 32 条第 1 号、第 4 号、第 5 号又は第 33 条第 1 号に規定する罪に当たる行為	F
(14) 銃砲刀剣類所持等取締法第 35 条第 2 号（第 22 条の 2 第 1 項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	G
(15) 特許法第 196 条の 2（第 101 条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(16) 実用新案法第 56 条（第 28 条により侵害するものとみなされる行為のうち譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(17) 意匠法第 69 条の 2（第 38 条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(18) 商標法第 78 条の 2（第 37 条の譲渡、輸入若しくは所持する行為に係る部分又は第 67 条の譲渡、輸入若しくは所持する行為に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(19) 電気用品安全法第 57 条第 3 号（販売に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(20) 印紙税法第 22 条第 3 号（第 16 条の販売又は所持に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(21) 著作権法第 119 条第 2 項第 3 号（第 113 条第 1 項第 2 号の申出に係る部分を除く。）、第 120 条の 2 第 1 号（譲渡、輸入又は所持に係る部分に限る。）、第 5 号（第 113 条第 8 項第 3 号の頒布、輸入又は所持に係る部分に限る。）又は第 6 号（第 113 条第 10 項の輸入、頒布又は所持に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(22) 著作権法第 121 条又は第 121 条の 2（頒布又は所持に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(23) 郵便切手類模造等取締法第 2 条（第 1 条第 1 項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(24) 消費生活用製品安全法第 58 条第 1 号（第 4 条第 1 項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(25) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第 10 条第 1 号（第 5 条の販売又は授与に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(26) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 57 条の 2（第 12 条第 1 項又は第 15 条第 1 項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E

(27) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 58 条 第 2 号 (第 17 条に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる行為	F
(28) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 63 条 第 6 号 (第 21 条第 3 項に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる行為	G
(29) 不正競争防止法第 21 条第 2 項第 1 号 (第 2 条第 1 項第 1 号又は第 20 号の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。)、第 3 号 (第 2 条第 1 項第 3 号の譲渡、輸出又は輸入に係る部分に限る。) 又は第 7 号 (第 16 条又は第 17 条の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる行為	E
(30) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第 3 条又は第 4 条に規定する罪に当たる行為	E
(31) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条第 2 項、第 3 項 (所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。)、第 6 項又は第 7 項 (所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる行為	E
(32) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 83 条第 1 項第 4 号 (第 25 条第 1 項又は第 26 条第 1 項に係る部分に限る。) 又は第 84 条第 1 項第 5 号 (第 16 条第 2 項又は第 27 条の譲渡し、譲受け、販売、引渡し又は引受けに係る部分に限る。) に規定する罪に当たる行為	F
(33) 特殊開鋭用具の所持の禁止等に関する法律第 16 条 (第 3 条に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる行為	F
(34) 消費者安全法第 51 条第 1 号 (第 41 条第 1 項の譲渡又は引渡しの禁止に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる行為	E
(35) 古物営業法第 31 条に規定する罪に当たる行為	E
(36) 古物営業法第 32 条又は第 33 条 (第 5 号 (第 21 条の 7 の規定による警察本部長等の命令違反に係る部分に限る。) を除く。) に規定する罪に当たる行為	F
(37) 古物営業法第 34 条第 1 号、第 2 号又は第 35 条 (第 1 号 (第 10 条の 2 第 2 項の規定違反に係る部分に限る。) を除く。) に規定する罪に当たる行為	G
(38) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第 5 条、第 5 条の 2 、第 5 条の 3 又は第 8 条に規定する罪に当たる行為	E
(39) 法又は法に基づく命令以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(38)までに掲げる行為以外のもの (罰金以上の刑が定められて	H

いる罰則の適用があるものに限る。)	
(40) (1)から(39)までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは ^{ほう} 帮助する行為又は当該行為を教唆する行為	当該法令違反行為に係る分類と同一の分類